

公布した規則一覧

令和6年

公布 番号	規則名
71	杉並区組織規則の一部を改正する規則
72	杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則
73	杉並区組織規則の一部を改正する規則
74	杉並区会計事務規則の一部を改正する規則

杉並区組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年7月5日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第71号

杉並区組織規則の一部を改正する規則

杉並区組織規則（昭和50年杉並区規則第9号）の一部を次のように改正する。

第15条管理課の部子ども政策担当係長の項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

別表第4 杉並区子どもの権利擁護に関する審議会の項を削る。

附 則

この規則は、令和6年7月6日から施行する。

杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年7月17日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第72号

杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年杉並区規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第1（4）中

杉並区立コミュニティふらっと方南	第1集会室 第2集会室 第3集会室 第4集会室 多目的ルーム（音楽使用又は体育使用）				を
------------------	--	--	--	--	---

杉並区立コミュニティふらっと方南	第1集会室 第2集会室 第3集会室 第4集会室 多目的ルーム（音楽使用又は体育使用）				に
杉並区立コミュニティふらっと本天沼	第1集会室 第2集会室 第3集会室 第4集会室 第5集会室 多目的室				

改める。

別表第2（5）中

杉並区立ゆうゆう天沼館	洋室1 洋室2				を
-------------	---------	--	--	--	---

削る。

附 則

- 1 この規則は、令和6年8月1日から施行する。ただし、別表第2（5）の改正規定及び次項の規定は、同月27日から施行する。
- 2 令和6年10月1日前の改正前の別表第2（5）に規定する杉並区立ゆうゆう天沼館の施設の使用に係る杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則第1条に規定する予約システムの利用については、なお従前の例による。

杉並区組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年7月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第73号

杉並区組織規則の一部を改正する規則

杉並区組織規則（昭和50年杉並区規則第9号）の一部を次のように改正する。

第16条市街地整備課の部開発指導係の項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2）宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等に関する工事の許可、検査、指導等に関すること。

附 則

この規則は、令和6年7月31日から施行する。

杉並区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年7月31日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第74号

杉並区会計事務規則の一部を改正する規則

杉並区会計事務規則（昭和39年杉並区規則第5号）の一部を次のように改正する。

第78条第1項第22号を次のように改める。

（22） 低所得者支援及び定額減税補足給付金

附 則

この規則は、公布の日から施行する。